

釜石市新市庁舎建設にかかる  
検討のまとめと条件整理

(概要版)

釜石市

# 目 次

- 1 はじめに
- 2 各庁舎の概要表
- 3 整備方針
  - 3-1 新市庁舎の基本理念・基本方針
  - 3-2 建設にあたっての新庁舎の機能
    - 3-2-1 新庁舎へ求める機能
    - 3-2-2 施設構成
    - 3-2-3 新庁舎機能の配置
- 4 施設計画
  - 4-1 庁舎建設に係る基本指標
  - 4-2 施設規模
  - 4-3 新庁舎の構造
    - 4-3-1 新庁舎の耐震安全性
    - 4-3-2 構造形式・種別の選定
  - 4-4 新庁舎の建設手法
  - 4-5 建設候補地の条件整理
  - 4-6 周辺インフラ整備状況
  - 4-7 配置計画
  - 4-8 造成計画
  - 4-9 立面・断面計画
  - 4-10 景観・デザイン計画
  - 4-11 サイン計画（案内表示）
  - 4-12 災害対策機能
  - 4-13 交通（動線）計画
- 5 アクションプラン
  - 5-1 概算事業費
  - 5-2 財源計画
  - 5-3 建設スケジュール（案）

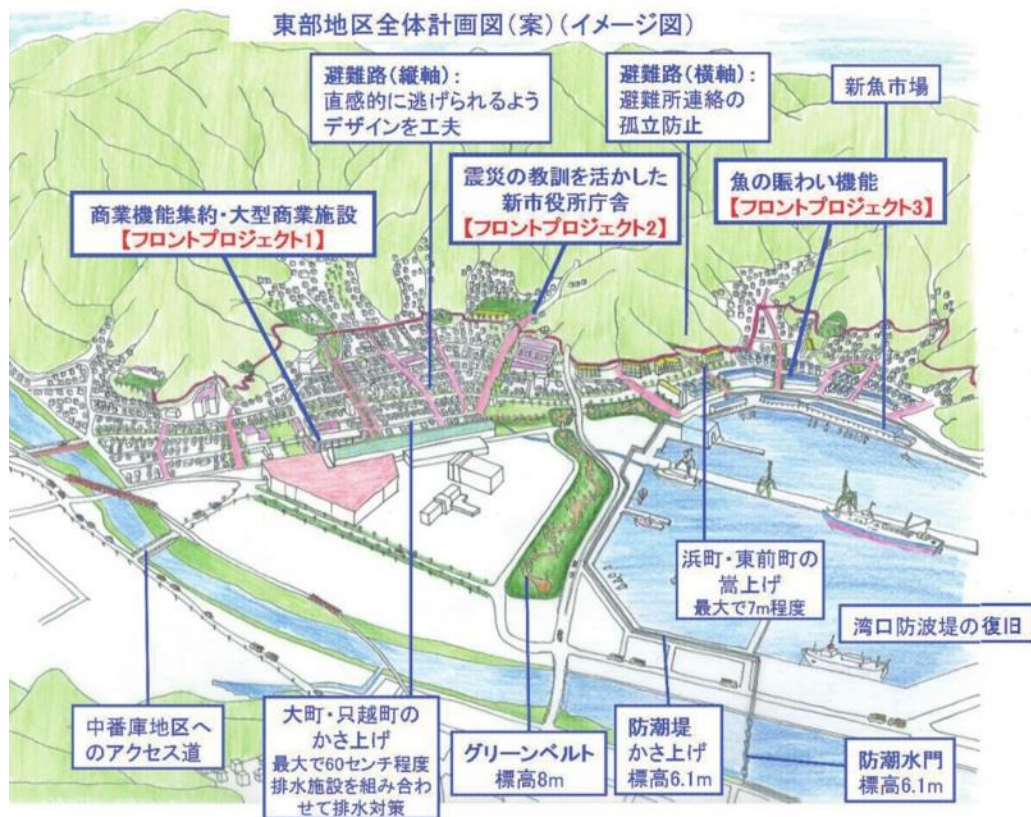
## 1 はじめに

本市の庁舎については、第1庁舎は昭和29年の建設から63年が経過しており、第2から第5分庁舎においても建設から40年以上が経過しているため老朽化が著しいほか、行政機能が7庁舎に分散していることや施設の狭隘化や耐震性の問題などの課題を抱えており、市政運営や住民サービスに支障が生じています。

本市では、昭和61年から新庁舎の建設に向けた検討を進めてきましたが、平成23年に発生した東日本大震災を受けて策定した釜石市復興まちづくり基本計画において、新市庁舎の建設をフロントプロジェクト2と位置付けたところであります。

東日本大震災以降の取り組みとしまして、平成27年3月に設置した釜石市東部地区公共・公益施設調査委員会から、新庁舎の建設場所は「天神町への新築が望ましい」とすることのほか、現庁舎の利活用等についての提言を頂いております。また、これを受けて平成28年7月には新たに新市庁舎建設検討委員会を立ち上げ、この提言を尊重しつつ新庁舎の施設の規模や機能、建設時期等について、さらに具体化するために議論を深めてきました。

本整備方針は、これまでの各委員会での検討内容や意見を集約したほか、諸条件を整理し、新庁舎建設の指針となる基本的な整備の方向性について、今後の基本計画並びに基本設計において、より具体的な検討を行っていく際の基本的な考えを示すものであります。



岩手県釜石市：復旧・復興の歩み

## 2 各庁舎の概要表

(平成 30 年 4 月現在)

庁舎名	建築年度	床面積 (㎡)	既存諸室 (民間等への賃貸は除く。)	
第 1 庁舎	昭和 29 年	3,137.5	4F	無線室 (放送室)、傍聴席、監査委員会室
			3F	広聴広報課、議会事務局事務室、議員控室 (1~7)、議会事務局、議会事務局長室、正副議長室、議場、第 1, 3 会議室
			2F	総務課、総務課秘書係、市長室、副市長室、財政課、総合政策課、資産管理課、総務企画部長室、記者クラブ、土地開発公社倉庫、防災危機管理課、オープンシティ推進室、第 2 会議室
			1F	税務課、宿直室件通信機械室、仮眠室 (平常時は宿直室)、市民課、生活安全課、会計課、相談室、消費生活センター
			B1F	生協、組合事務局、運転手控室、倉庫、第 5, 6 会議室
第 2 庁舎	昭和 48 年	317.4	3F	国土調査室、登記事項証明書発行機置場
			2F	環境課
第 3 庁舎	昭和 49 年	446.1	3F	農林課
			2F	企業立地課、国際港湾振興課
			1F	産業振興部長室、商業観光課、世界遺産課、雇用対策室
第 4 庁舎	昭和 37 年	917.1	3F	第 7 会議室、新市庁舎建設推進室
			2F	建設部長室、建設課、高規格幹線道路対策室、新町地区まちづくり推進室
			1F	都市計画課、選挙管理委員会室
第 5 庁舎	昭和 36 年	288.5	2F	都市整備推進室、
			1F	地域づくり推進課、生活支援室
教育センター	平成 2 年	1,974.7	5F	釜石大槌地区行政事務組合
			4F	農業委員会、庁内 LAN システムサーバー室
			3F	教育委員会事務局
			2F	教育委員会事務局、生涯学習室
			1F	生涯学習文化スポーツ課、適応指導教室
保健福祉センター	昭和 56 年	655.2	2F	地域包括支援センター、地域包括ケア推進室、健康推進課、地域福祉課、子ども課、高齢介護福祉課
別棟				水産課 (プレハブ庁舎)、ラグビーワールドカップ推進室 (シープラザ釜石 2 階)

### 3 整備方針

#### 3-1 新市庁舎の基本理念・基本方針

《基本理念：復興のシンボルとして釜石らしいまちづくりの拠点となる庁舎》

##### 基本方針

- 機能的で安全な庁舎
- 市民に開かれ利用しやすい庁舎
- 都市づくりの拠点となる庁舎
- 震災から得られた教訓を生かし防災拠点としての機能を重視

#### 3-2 建設にあたっての新庁舎の機能

##### 3-2-1. 新庁舎へ求める機能

###### (1) 窓口機能

「窓口サービスを充実するために、わかりやすく機能的な窓口配置や、ユニバーサルデザインの導入により、利便性の向上を図る。」

- 総合案内所の設置による親切でわかりやすいサービスの提供。
- わかりやすい案内表示の設置。
- 市民の利便性に配慮したワンストップ型又はワンフロアストップ窓口サービスの実施。
- ゆとりある窓口スペースを確保と、人にやさしいローカウンターの配置。

###### (2) 行政機能

「政策立案や事務執行など、効率的な行政運営を行う上で必要な機能を適正な規模で確保する。」

- 執務室のOAフロア化及び、オープンフロアの実施。
- 会議室の必要な面積と室数を確保。
- 面談用としての相談室の設置。
- 書庫は可能な限りスペースの確保に努める。

###### (3) 議会機能

「市民の声を市政に反映し、民主的な議会運営を進めていくために基本となる議場の他、議員が政務執務等を行う委員会室・議員控室等は議会の独立性に配慮した整備を行う。」

###### (4) 防災拠点機能

「高い耐震性や安全性を確保した建物であることはもちろん、災害時には災害対策本部として指令中枢機能を備えた防災拠点として、市民の安心・安全を守れる施設を目指す。」

- 災害時にも庁舎機能が維持できるように、十分な耐震・耐久性を備える庁舎。
- 災害時における災害対策本部の機能が適切に対応出来るように、危機管理所管部署との隣接設置の検討。
- 非常用電源（72時間以上継続使用できるもの）の確保、給排水設備の耐震性能強化、飲料水確保のための耐震性の受水槽、避雷装置の設置の検討。

###### (5) 文化・交流情報受発信機能

「市民が気軽に庁舎を訪れ、そこで人々の交流や親睦が図れる場としてのほか、歴史や文化、観光やイベント情報をはじめ、市政情報等を発信できるスペースとして、多目的ホールや展示スペース又は広いエントランスホールの整備を検討する。」

- 市民交流や市民活動に活用できる配置とした駐車場や市民共用スペース。

#### (6) ユニバーサルデザイン対応の庁舎

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき、年齢や性別、障がいの有無、国籍にかかわらず、全ての来庁者がわかりやすく利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮する」

- わかりやすいサインと誘導設備。
- 十分な廊下幅の確保。
- 段差のないフロアや点字ブロック等の配置。
- 階段への二段手すりの設置。
- 誰もが安心して使用できるトイレの整備。
- 子育て世代への配慮としてキッズスペースや授乳室の設置。
- 利用者へ配慮した駐車スペースの及び路線バスの停留所の設置。

#### (7) 省資源・省エネルギー機能

「経済的で合理的な無駄のない建築計画と、自然エネルギー活用の検討と、費用対効果の高い省エネルギー対策の導入でライフサイクルコストの低減を目指す。」

- 維持管理がしやすくメンテナンスが容易な器具・設備の採用。
- LED照明の採用による照明電力の消費抑制。
- ライフサイクルコストの低減に配慮した空調システムの導入。

#### (8) 健康への配慮

「来庁者への健康配慮のため、庁舎内は全面禁煙とする。また、敷地内についても受動喫煙に配慮した計画を検討する。」

### 3-2-2. 施設構成

#### (1) 設計前提となる構成計画の条件

計画敷地には、庁舎施設機能（現第1庁舎・2庁舎・3庁舎・4庁舎・5庁舎・一部教育センター・一部保健福祉センター）、駐車場（利用者用駐車場・公用車用駐車場）、駐輪場を配置する。

#### (2) 施設内容

庁舎の主な施設として下記の整備を検討する。

##### ①議会関係諸室

（議場、傍聴席、議長・副議長室等、議員控室、議会事務局、議会図書館）

##### ②市長室・副市長室

##### ③窓口機能・執務室機能

（総務企画部、市民生活部、保健福祉部、産業振興部、建設部、会計課、防災危機管理課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会）

##### ④災害対策機能

（4-1 2 「災害対策機能」に記載）

##### ⑤会議室、相談室

##### ⑥各課倉庫・防災備蓄倉庫

##### ⑦職員用バックヤード

（給湯室、印刷室、休憩室、更衣室、シャワー室）

##### ⑧共用部

（エントランス、多目的広場、便所、キッズスペース、授乳室、ATM）

⑨その他

(機械室、各種システムサーバー室、宿直室、運転手控室、記者クラブ、消費生活センター、登記事項証明書発行機置場、職員生協、労働組合室、ごみ庫)

⑩駐車場・駐輪場

(来庁者用駐車場、公用車駐車場、駐輪場、車寄せ)

### 3-2-3. 新庁舎機能の配置

新庁舎における部課の配置は、来庁者にとって便利でわかりやすく、業務効率等を勘案しながら、従来型の機能だけでなく、市民の交流、情報発信の場などの機能を併せ持つ配置を検討する。

(1) 低層階（窓口部門の配置）

○市民の利用の最も多い窓口関連の部課を低層階に配置し、市民の利便性向上を図る。

○1階のエントランス又は、多目的広場はゆとりある空間とし市政情報の発信や市民が利用出来る開放的なものとなるよう努める。

(2) 中層階（管理部門・事業部門の配置）

市長、副市長と他部課との連携に配慮する。

(3) 上層階（議会の配置）

議会を中心とした配置とする。

## 4 施設計画

### 4-1 庁舎建設に係る基本指標

項 目	総 定 数
想定人口	32,388人
議員数	20人
新庁舎に配置する職員数	290人

### 4-2 施設規模

庁舎の基準面積は、「平成22年度地方債同意等基準運用要綱等(総財地第79号 平22.4.1)」により算定した、約7,500㎡を基本とした延床面積で検討する。

### 4-3 新庁舎の構造

構造計画においては、新庁舎の安全性、便利で使いやすい機能性、耐久性、施工性、経済性などを考慮し、また、建物特性や地盤条件の把握、設備や法規などの制約条件を満たした構造計画を立てる必要があることから、次の事項を考慮して設計を行う。

#### 4-3-1. 新庁舎の耐震安全性

大地震発生時等の非常時において防災拠点として機能を発揮できるよう、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(平成19年)の耐震安全性の分類において、構造体をⅠ類として重要度係数1=1.50相当の必要保有水平耐力の確保を図れるよう検討する。

耐震安全性の分類

対 象 施 設	項 目		
	構造体	建築非構造部材	建築設備
災害応急対策活動に必要な施設	Ⅰ類	A類	甲類

#### 4-3-2. 構造形式・種別の選定

新庁舎の構造は、上記の構造体の性能を担保するものとして、免震構造のほか、制震構造、耐震構造について、地質調査の数値等を鑑みながらコストや工期についても考慮し、基本設計の中で検討をして行くものとする。

また、構造種別においても構造形式に適した工法を選定するものとする。

### 4-4 新庁舎の建設手法

新庁舎の事業手法については、事業期間短縮が必要となることから、「設計・施工分離発注方式」のほか「設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)」についても検討していくものとする。

### 4-5 建設候補地の条件整理

#### (1) 建築概要

##### ①建設候補地地番

旧釜石小学校：釜石市天神町33

旧釜石第一中学校 釜石市天神町26-3



②敷地面積（各地番の現況）

釜石市天神町 33：10,692 m<sup>2</sup>

釜石市天神町 26-3：9,399 m<sup>2</sup>

※庁舎建設候補地の敷地面積見込み：約12,000 m<sup>2</sup>

※旧釜石第一中学校敷地内に天神地区復興住宅が建設されているほか、今後の道路整備計画等により境界・敷地面積を確定させる。

(2) 用途地域

現状：第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域

第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域を商業系地域への都市計画変更が必要である。

(3) 防火指定

準防火地域

(4) 指定容積率

現状：200%

都市計画変更後：300%

(5) 指定建蔽率

現状：70%（防火地域+10%含む）

都市計画変更後：90%（防火地域+10%含む）

(6) 日影制限

現状：4時間-2.5時間、4m（第1種住居地域）

都市計画変更後：近隣商業地域として制限を受けないものとする。

(7) 道路斜線

現状：×1.25（第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域）

都市計画変更後：×1.5（近隣商業地域）

(8) 隣地斜線

現状：×1.25+20m（第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域）

都市計画変更後：×2.5+31m（近隣商業地域）

(9) 北側斜線

現状：×1.25+10m（第1種中高層住居専用地域）

都市計画変更後：近隣商業地域として制限を受けないものとする。

(10) 釜石市市景観条例

市街地景観条例（新築）、緑化率：敷地面積の10%、色彩制限等

(11) 岩手県建築基準法施行条例

第6条該当、安全上支障のない擁壁の類の設置について主事協議要

(12) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律

一部急傾斜地崩壊危険区域（危害のおそれのある土地の区域）

(13) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

一部イエローゾーン

(14) 岩手県ひとにやさしいまちづくり条例

特別特定建築物、移動円滑化義務

(15) 高齢者障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

特別特定建築物、移動円滑化義務

#### 4-6 周辺インフラ整備状況

##### (1) 接道及び周辺道路状況

北側道路：釜石市道 天神町4号線

東側道路：釜石市道 只越天神町線

西側道路：釜石市道 天神町3号線

##### (2) 上下水道、電話・電気・ガス

敷地内には既設配管はなし。接続・引き込み計画は、設計段階で詳細検討を行うものとする。

##### (3) 地盤状況

施設の配置確定後、基本設計・実施設計段階で地盤調査を行うものとする。

#### 4-7 配置計画

##### (1) 敷地ゾーニング

建設候補地内の地盤には、南北両端において約1.5m程度の高低差があるほか、敷地東側に地下排水設備が今後敷設されるため、施設の配置にあたっては十分考慮の上、配置計画を行うものとする。

また、建設候補地北側の沢からの土砂災害への対応も考慮した配置計画を行うものとする。

##### (2) 駐車場計画

来庁者用の車駐車場として100台以上を確保し、ひとにやさしい駐車場、駐輪場を整備する。

建設候補地内への公用車駐車場は特別職並びに緊急車両を基本として、他の公用車については解体後の庁舎敷地を活用する。

#### 4-8 造成計画

天神町敷地は、土砂災害警戒区域のイエローゾーンにあたることに配慮した造成計画を行うものとする。

#### 4-9 立面・断面計画

立面計画は、開口部と壁面を日照・採光・通風を考慮した効率的な計画とし、周辺環境を意識した計画とする。また、周辺環境と馴染む景観に配慮した仕上げや色調等を採用した立面計画とする。

断面計画は、快適な室内環境・共用部環境となるよう各諸室に適した階高とする。

#### 4-10 景観・デザイン計画

##### (1) 市民に愛される庁舎デザイン

将来にわたり使い継ぐ市庁舎として、市民が親しみを持てる庁舎デザインとする。

##### (2) 地域に馴染む周辺環境と調和した景観計画

建設予定地は「市街地景観地域」に該当することから、周辺との調和に加え、敷地の緑化に努める。

##### (3) 地域の特性を考慮した環境対応を踏まえた計画

環境対応を踏まえたデザインとし、施設環境の向上にも配慮した計画とする。

#### 4-11 サイン計画（案内表示）

案内表示の色や番号、大きさ、位置、表示内容を工夫し、わかりやすく、親しみやすいサイン計画を検討する。

## 4-12 災害対策機能

### (1) 基本的な考え方

東日本大震災の教訓を生かし、防災拠点機能として災害時の初動体制、危機管理情報の発信などに対応できる機能を発揮できる施設・設備の充実を図るものとする。

また、地域の避難所施設が不足していることから、地域住民の一時的な避難者受入れ施設としての機能も持たせることとする。

### (2) 配置条件

○災害対策本部機能を最大限発揮できるように、災害対策本部室に防災危機管理課並びに市長、副市長室、無線室などを隣接する配置を検討する。

○災害対策本部機能を補佐する本部事務局の連携を図るため、災害対策本部室（大会議室）と防災危機管理課の執務室、災害時関係機関執務室（中会議室）を近接配置となるよう検討する。

### (3) 必要諸室案（平時兼用諸室）

- ① 災害対策本部室（平時は会議室として使用）
- ② 取材室（平時は記者クラブとして使用）
- ③ 報道発表室（平時は会議室として使用）
- ④ 防災危機管理課の執務室並びに対策本部事務局
- ⑤ 災害時関係機関執務室（平時は会議室として使用）
- ⑥ 仮眠室（平時は宿直室）
- ⑦ 災害対策本部室同フロアに市長室、副市長室を設置
- ⑧ 無線室、システム管理室、機械室、自家発電機室、備蓄倉庫、シャワー室の設置
- ⑨ 避難者の一時避難場所として議場、委員会室等市議会各室を活用

### (4) 設備条件

#### ① 停電対策

◆非常用発電機を設置。（燃料3日分備蓄）

◆非常用発電システムは、複数燃料として検討する。（軽油・プロパンガス・太陽光発電など）

◆防災情報システムには、無停電電源装置を整備。

#### ② 空調対策

◆非常用発電設備からの電源供給を検討する。

#### ③ 断水対策

◆雨水等を生活用水として活用、地震対策として受水槽への緊急遮断弁の設置のほか、災害時には水道用の受水槽から直接飲料水を確保できるよう検討する。

#### ④ トイレ対策

◆マンホールトイレの整備を検討する。

## 4-13 交通（動線）計画

(1) 来庁舎の安心・安全を確保するため、新たな交差点整備を行い信号機の設置を目指すものとする。

(2) 交差点整備にあたり支障物となる歩道橋は解体するものとし、天神地区復興住宅への電源供給用の電柱3本については移設を検討するものとする。

## 5 アクションプラン

### 5-1 概算事業費

全 体 事 業 費 (消費税 10%込)			
建 設 費	3 9 億 2 4 百 万 円	設 計 費	2 億 2 百 万 円
外 溝 ・ 駐 車 場 整 備	4 億 9 7 百 万 円	現 庁 舎 解 体 費	3 億 5 6 百 万 円
引 越 ・ 備 品 他	3 億 5 7 百 万 円		
			<u>計 約 5 3 億 3 6 百 万 円。</u>
※ 交差点整備費用並びに道路整備費用は除く。			

(事業費は時価(2015年11月)による。)

### 5-2 財源計画

本事業の財源として下記を検討。

○庁舎建設基金	約 1 9 億 6 0 百 万 円	※H30 年度以降で積立 (増額) 予定
○市 債	約 3 3 億 3 6 百 万 円	(市町村役場機能緊急保全事業の有利な起債の活用について検討する)
○一般財源	約 4 0 百 万 円	

### 5-3 建設スケジュール (案)

事業内容		年度			
		3 0	3 1	3 2	3 3
庁舎建設	基本計画・基本設計 (7ヶ月程度)	→			
	実施設計 (8ヶ月程度)		→		
	施 工 (仮設撤去含 み24ヶ月程度)		→		
交差点整備	設 計	→			
	公安委員会協議	→			
	交差点整備		→		
都市計画決定 (用途地域変更含)			→		
市道天神3号線道路改良		→			